28年度　公文書開示（11月決定分）

※新設

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条								非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	H28.10.19	H28.11.2	IOCテレカン【H27年2月17日】	10		1					1	1	1	1	1				（7条2号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものに該当するため。 （7条3号）団体の事業活動に係る情報であり、公にすることにより当該団体の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。テクニカルマニュアルはIOCと開催都市との間で守秘義務が設定されており、IOCの事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （7条4号）セキュリティエリア等のセキュリティに関する情報であって、公にすることにより、テロ等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報であるため。 （7条5号）会場計画に係る検討過程の情報あって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。 （7条6号）テクニカルマニュアルはIOCと開催都市との間で守秘義務が設定されており、公にすることにより、IOCからの信頼を不当に損なうことになると認められるものであり、今後のオリンピック・パラリンピック事業の運営上支障を及ぼすおそれがあるため。また、会場計画の協議に係る検討過程の情報であることから、公にすることにより、関係団体等からの信頼を不当に損なうことになると認められるものであり、今後のオリンピック・パラリンピック事業の運営上支障を及ぼすおそれがあるため。	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部調整課
2	H28.9.14	H28.11.8	平成25年度「晴海選手村再開発等促進区企画提案書作成業務委託」報告書	130		1						1		1	1				（7条3号）IOCと開催都市との間で守秘義務が設定されているテクニカルマニュアルに係る情報であって、これを公にすることにより、IOCの事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （7条5号）大会時の選手村の計画に係る検討過程の情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。 （7条6号）IOCと開催都市との間で守秘義務が設定されているテクニカルマニュアルに係る情報であって、これを公にすることにより、IOCからの信頼を不当に損なうことになると認められるものであり、オリンピック・パラリンピック準備のための都の今後の事業運営上支障を及ぼすおそれがあるため。	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課
3	H28.11.9	H28.11.21	障害者スポーツ普及啓発映像資料の制作委託（契約番号27-01029） 障害者スポーツ普及啓発映像資料を活用した情報ツールの制作等（契約番号27-02067） 「被災地の姿を世界に向けて発信」するための映像制作委託（契約番号27-01032） 「被災地の姿を世界に向けて発信」するための映像制作・編集委託（契約番号28-03007）	73		1						1	1						（7条3号）口座情報は契約先事業者に係る内部管理情報であり、公にすることにより、委託先事業者の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （7条4号）法人の印影は公にすることにより、偽造による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	オリンピック・パラリンピック準備局総務部総務課
4	H28.11.11	H28.11.25	2020年東京五輪について、都調査チームが開催費費用３兆円超えと見積もったと報じられた2016年9月29日付近における開催費費用の内訳見積もりと2016年11月10日現在における同費用の内訳見積もりについてわかるもの。（都調査チーム、立候補ファイル及び都立施設整備費に係る資料を除く。）					1											当該公文書は、実施機関では作成及び取得をしておらず、存在しないため。	オリンピック・パラリンピック準備局総務部総務課
5	H28.9.30	H28.11.29	海の森水上競技場国際競技団体との協議資料【H26.12.7】 Legacy Use Plan Sea Forest Waterway(Draft)<Overview> 海の森水上競技場国際競技団体との協議資料【H27.1.22】 Classification of Expeditures related to Sea Forest Waterway 海の森水上競技場国際競技団体との協議資料【H27.2.2.3】 Nagaragawa International Regatta Course,Comparison of Construction Cost Estimation	84	1															オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部調整課
6	H28.9.30	H28.11.29	視察（要旨）【2014.2.7】 視察（要旨）【2014.5.28-30】 議事録（要旨）【2014.11.14】 議事録（要旨）【2014.11.15】 ＩＯＣ打合せ【12月8日（月）】 ＦＩＳＡ＆ＩＯＣ打合せ【12月9日（火）】 ＩＯＣビデオカンファレンス【1月22日】 議事録（要旨）【2015.2.2】 議事録（要旨）【2015.2.3】 海の森水上競技場　国際競技団体との協議資料【H26.5.28】 Sea Forest Waterway 海の森水上競技場　国際競技団体との協議資料【H26.11.13】 Cost Estimate for Sea Forest Waterway Construction	4		1					1	1	1	1	1				（7条2号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものに該当するため。 （7条3号）IOCと開催都市との間で守秘義務が設定されているテクニカルマニュアルに係る情報であって、これを公にすることにより、IOCの事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （7条4号）セキュリティエリア等のセキュリティに関する情報であって、公にすることにより、テロ等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報であるため。 （7条5号）団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。会場計画に係る検討過程の情報あって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。 （7条6号）テクニカルマニュアルはIOCと開催都市との間で守秘義務が設定されており、公にすることにより、IOCからの信頼を不当に損なうことになると認められるものであり、今後のオリンピック・パラリンピック事業の運営上支障を及ぼすおそれがあるため。また、会場計画の協議に係る検討過程の情報であることから、公にすることにより、関係団体等からの信頼を不当に損なうことになると認められるものであり、今後のオリンピック・パラリンピック事業の運営上支障を及ぼすおそれがあるため。 （7条7号）第三者が、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるため。	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部調整課
7	H28.11.15	H28.11.29	2016年11月14日に東京都のＨＰにて公開された、「被災地支援事業（スポーツ招待交流事業）」の実施について（とどけよう　スポーツのチカラを東北へ！）に係る報道関係者向けのプレスリリース資料。	2	1														オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課